

電波監理審議会（第1155回）議事録

1 日時

令和8年4月22日（水）10：00～11：00

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、
矢嶋 雅子

(2) 審理官

古賀 康之、三村 義幸

(3) 総務省

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、近藤 玲子（大臣官房審議官）、
井田 俊輔（総務課長）、根本 朋生（放送技術課長）、
佐々木 将宣（放送業務課企画官）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、翁長 久（電波部長）、
飯倉 主税（総務課長）、小川 裕之（電波政策課長）、
佐藤 輝彦（移動通信企画官）

(4) 幹事

松下 文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

4 目次

(1)開 会	1
(2)諮問事項（情報流通行政局・総合通信基盤局）	
①（株）釣りビジョン及び（株）東北新社メディアサービスによる衛星基幹放送業務の放送事項の変更の許可申請（諮問第19号）	1
② 株式会社ジャパネットブロードキャスティングの衛星基幹放送における電気通信設備の業務管理体制等の変更申請（衛星基幹放送における業務委託に関する変更）（諮問第21号）	5
③ 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案（価額競争制度の導入に係る制度整備）（諮問第20号）	10
(3)報告事項（総合通信基盤局・有効利用評価部会）	
① 携帯電話等周波数の有効利用に関する情報通信審議会における検討	17
② 有効利用評価部会の活動状況	25
(4)閉 会	26

開 会

○笹瀬会長 おはようございます。それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

本日の4月期会議につきましては、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づき、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり諮問事項3件、報告事項2件となっております。

それでは、議事を開始いたしますので、情報流通行政局の職員の方に入室するように御連絡よろしくお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局）

(1) (株)釣りビジョン及び(株)東北新社メディアサービスによる衛星基幹放送業務の放送事項の変更の許可申請日本放送協会に対する令和8年度国際放送等実施要請（諮問第19号）

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。

諮問第19号「株式会社釣りビジョン及び株式会社東北新社メディアサービスによる衛星基幹放送業務の放送事項の変更の許可申請」について、佐々木放送業務課企画官から、御説明どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木放送業務課企画官 放送業務課の佐々木と申します。どうぞよろしく
お願いいたします。

本日は、衛星基幹放送事業者2社からの放送事項の変更申請について諮問さ
せていただきます。

資料のパワーポイントで御説明をさせていただきます。

右肩に3ページと書いてあるものをお開きください。

衛星基幹放送というのは、いわゆるBSと110度CSの放送でございます。
これらについては、申請者から衛星基幹放送の業務の認定の申請をまず受けて、
事業者の経理的基礎や技術的能力、放送事項等を総務大臣が審査し、適切であ
ると認められれば、業務の認定をして放送が実施されるという形になります。
その後、放送を開始した後に、放送事業者から申請していた内容の変更をした
いということになった場合は、総務省で、その変更によって認定した衛星基幹
放送の業務の同一性が保たれるかどうかという観点から本審議会に諮問をさせ
ていただいた上、大臣からの許可の判断をするという形を取ってございます。

今回、2社から変更の申請が出てまいりました。放送事項とは、どのような
内容の放送を行うのかという部分になります。この部分の変更申請の審査に当
たっては、これまでは主たる放送番組を表す分野、主たる言語や成人向け番組
の有無といったことに着目し、これらを変えてしまうものでなければ、認定を
した際との衛星基幹放送の業務の同一性は保たれると判断して許可をしており
ます。これまで過去にも20件ほど許可をしてございます。

次のページ、4ページをお開きください。

個々の申請についてお諮りをいたします。1件目は、釣りビジョン社からの
申請となります、この放送事業者は、BSの右旋において、釣りを中心にした
アウトドア情報等を放送しています。御案内のとおりではございますが、厳し
い市場環境の中で、同社においては専門性の高い釣りという基軸コンテンツは

維持しつつ、そのほかを多角化して新規視聴者層の開拓に努めたいということで変更申請がございました。当初の認定の中で、「等」という形で示してきたものを明確にしたいということですが、具体的には趣味・娯楽という分野にレジャーやクッキング情報、映画などを明記し、「その他」としていたところに、ファッション情報や気象情報などを明記したいという変更の申請が出てきております。

次の5ページをお開きください。

事務方といたしましては、この申請は、主たる放送番組や主たる言語、成人向け番組の有無を変更するものではありませんので、引き続きこの放送事業者の衛星基幹放送の業務の同一性は保たれるものと考え、許可しても差し支えないのではないかと考えております。今回許可が適当であるという答申をいただければ、許可することとしたいと考えております。

6ページをお開きください。

2社目が、東北新社メディアサービス社からの申請です。この会社は、110度のCS右旋で海外ドラマやドキュメンタリーを中心とする「スーパー！ドラマTV」という放送を行っております。この会社からは、厳しい市場環境を踏まえつつ、視聴者のニーズに応じていくため、放送するエンターテインメント番組の内容を国内の映画やドラマ、バラエティーにも拡大することで選択肢を増やしていきたいという申請でございます。

7ページをお開きください。

こちら、事務方といたしましては、主たる放送番組、主たる言語、成人向け番組の有無を変更するものではありませんので、引き続き衛星基幹放送の業務の同一性は保たれると考えまして、許可しても差し支えないのではないかと考えております。今回許可が適当というふうに答申をいただければ、許可を通知したいと考えております。

以上の2件について諮問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見よろしくお願いたします。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。適切な変更だと考えますので、同意いたします。

また、御説明にもありましたが、やはり経営環境、市場環境が、今後とも厳しさを増してくると思います。そういう中で、放送内容もかなり専門的なものからどんどん周辺の分野に広げていって同一性という部分も高まってくるので、今後とも、各社の経営状況等については、しっかりと注視をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。ありがとうございます。2者ともに、許可をして適当ではないかと思いましたが、いろいろ御苦労されているとは思いますが、その中でこれからも頑張っていっていただければと思っています。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村でございます。御説明ありがとうございました。適切な許可の判断というふうに理解をしております。ぜひ、このような変更の許可に関しましては、事例を積み重ねていって、また、一覧表等の形で御指導いただければと思っております。よろしくお願いたします。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も変更の許可について同意見でございます。適切な許可だと思います。私から特に、コメントございません。

○笹瀬会長 ありがとうございました。私からも、適切な変更だと思います。許可していただいて結構だと思います。経営状況が大変だと思いますけれども、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上です。

他に追加の御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第19号は諮問のとおり許可することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○佐々木放送業務課企画官 ありがとうございました。

(2) 株式会社ジャパネットブロードキャスティングの衛星基幹放送における電気通信設備の業務管理体制等の変更申請（衛星基幹放送における業務委託に関する変更）

○笹瀬会長 それでは、続きまして、諮問第21号「株式会社ジャパネットブロードキャスティングの衛星基幹放送における電気通信設備の業務管理体制等の変更申請（衛星基幹放送における業務委託に関する変更）」について、根本放送技術課長から御説明どうぞよろしくお願いいたします。

○根本放送技術課長 放送技術課長の根本でございます。よろしくお願いいたします。

まず、冒頭、こちらの申請処理につきまして補足説明をさせていただきます。本件は、認定基幹放送事業者であるジャパネットブロードキャスティングが、番組送出設備や中継回線設備の運用などの委託を【電波監理審議会決定第2号

に基づき、内容の公表を控えます。】に変更するものです。実際に、委託や委託の対象となります電気通信設備が変更された日付は今年の4月1日でございます。本来であればその変更に関し先立って申請を行い、総務大臣の許可を受ける必要があったものです。今回、しかしながら、当省でも相談を受けつつ、ジャパネットブロードキャスティングにおいて複数の許認可手続を進める中、手続の時期や種類の混同が生じまして、事前の申請が行われず、委託先などが実際に変更された後になってそれが発覚したというものでございます。

ジャパネットブロードキャスティングからは、事態の判明後、速やかに変更申請が出されておりました。総務省において精査をしたところ、関係する基準への適合性については問題がないことから、今回許可をして差し支えないかを伺うものです。

なお、御参考までに、法令に従い適切な手続が取られなかった点、時期が前後した点につきましては、同社から経緯や再発防止策について別途報告を受けた上で、総務省において必要な対応を行うことを想定してございます。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、御覧ください。

こちらには、諮問の概要、変更概要など概略を示してございます。まず、1番目でございますけれども、そもそもジャパネットブロードキャスティングからは、電気通信設備の変更と、その設備の運用の業務委託について変更申請がなされたところでございます。今回の諮問は、このうち業務委託に関する事項について、総務大臣が処分をするに当たり電波監理審議会に諮問をしております。

変更概要でございますけれども、番組送出設備と中継回線設備の障害対応と運用監視について、業務委託により外部の事業者を実施をさせるものということとです。

審査の結果の概要ですが、いずれの内容につきましても、必要な基準には適合しております、許可することが適当であると私どもは判断をしております。

今後の予定でございますが、電波監理審議会より、本件の変更申請に対する許可が適当である旨の答申を受けた場合には、速やかに変更許可を行う予定とさせていただきます。

資料の2ページ目を御覧ください。

こちらは、変更に際してのネットワークの構成図でございます。赤線で囲まれた装置が委託の対象になるというものでございます。

3ページ目、御覧ください。

こちらは、全体の構成をより模式的に示した図でございます、赤字の部分が対象装置であり、下の表にございますように、それぞれ委託を行うということでございます。

4ページ目、御覧ください。

こちらでは、業務委託の変更に関する審査結果を示してございます。技術基準といたしましては、左にありますように、衛星基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力ということで項目がございまして、それぞれ右側に詳細を記していますとおリ審査を行い、適合しているものでございます。5ページ目まで同様の表がございまして、いずれも適合という結果でございます。

6ページ目と7ページ目は、今回の諮問の対象ではございませんけれども、併せて行われている電気通信設備の変更に関する審査の概略を示してございます。こちらも適合しているというものでございます。

8ページ以降は、委託先の概要や関係条文などございまして、お目通しいただければと存じます。

私からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に

関しまして、質問、意見等よろしくお願いたします。これも順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。この変更に関しては適切なものと考えますので、同意をいたします。

参考までに教えていただきたいのですが、このような形で業務委託というのは、今かなり進んできているものなのか、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】、他社からも、このような形で業務委託を受けているのか、その辺り、周辺事情として教えていただければと思います。

以上です。

○根本放送技術課長 ありがとうございます。最近、御指摘のとおり、コストダウンに向けて外注に出すという作業が、非常に多くなっていると感じております。特に【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】は、非常に実績がある会社として多くの仕事を請け負っていらっしゃる認識でございます。

○大久保代理 分かりました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。新しい委託先である【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】も、ちゃんとした会社でいらっしゃいますので、そういう会社に委託先を変更する、その段階において、こういう事務手続がきちんと間に合わないというのは驚きでして、今後もいろいろなことが起こるといけませんので、そこは心して、御相談を受け、総務省も御存じだったと先ほど承いましたが、そこを含めて、きちんと進めていただければと思いますけれども、今回の許可には賛成いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村でございます。御説明ありがとうございます。私も、変更に対する適切な判断だと理解しております。

先ほど大久保会長代理の御指摘にもあったかとは思いますが、委託先として、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】に集中的に業務が集まってくるという、そのような状況というものはあるのでしょうか。もし御存じであれば、お教えいただければと思います。調べなければ分からないことかもしれませんので、後日でも結構でございますので、お教えいただければと思います。以上でございます。

○笹瀬会長 いかがでしょうか。何かこの場で御返事ございますか。

○根本放送技術課長 なかなか統計的なものは申し上げにくいところがございますが、最近、衛星放送事業者の設備変更に伴うソフト事業者様の変更が多数ございまして、その中を見ておりますと、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】に委託先を変えられるといった契約がございました。

ですので、傾向としては、非常に【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】の件数が、私どもの書類上は多くは見えています。ただ、そこについての統計的なものがございませぬので、定かなところは少し自信がないところでございます。

○笹瀬会長 西村先生、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○西村委員 ありがとうございます。集中という観点からは少し競争法的な観点から考えるべきことも出てくるのかなと思った次第で、お伺いさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も、内容の変更許可については異存ございません。賛同いたし

ます。

既に他の委員からもコメントがあったところではございますが、事務手続は法で定めるものである以上は、やはり前後してしまったことについては、関係者には重く受け止めていただきたいと思いますので、その点については、なるべく総務省からの御指導をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私からも、この変更に関する申請は適切だと思います。事務的な遅れに関しては、ぜひ再発防止をよろしくお願いいたします。

以上です。

その他に何か質問や御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第21号は諮問のとおり許可することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○根本放送技術課長 ありがとうございました。

○笹瀬会長 それでは、以上で情報流通行政局の議事が終了いたしましたので、情報流通行政局の職員の方に御退出よろしくお願いいたします。

続きまして、総合通信基盤局の議事に入りますので、総合通信基盤局の職員の方に入室するよう御連絡よろしくお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項 (総合通信基盤局)

(3) 無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準等の一部を改正する省

令案(価額競争制度の導入に係る制度整備)

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。諮問第20号「無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案(価額競争制度の導入に係る制度整備)」につきまして、佐藤移動通信企画官から、御説明どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤移動通信企画官 おはようございます。移動通信課の佐藤でございます。

それでは、諮問第20号説明資料に基づきまして、無線局の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案について御説明をさせていただきます。

本件は、今後実施を予定しております、周波数オークション、いわゆる価額競争に関する制度の導入に伴うものでございまして、価額競争制度は、昨年4月に公布された電波法改正により、周波数の新たな割当方式として導入されたものでございます。6GHz帯を超える高い周波数帯を対象に、多種多様な事業者の創意工夫により、さらなる周波数の活用を促進することを目的とした制度でございます。

3ページ目に行っていただければと思います。

今回の省令改正の背景及び経緯になります。26GHz帯を対象とした価額競争、いわゆる周波数オークションにつきましては、2月の電波監理審議会において、価額競争の実施方法やルール等を定めた実施指針について御審議をいただき、答申をいただいたところでございます。

この実施指針の策定によりまして、全国枠を1枠、地域枠を市町村単位として1枠設ける等の、26GHz帯の割当方針が固まったため、今般、関係の省令である無線局の開設の根本的基準等の改正を行うこととしたものでございます。

改正のポイントは主に2点でございます。1点目は、多種多様な利用用途を

想定した関係規定の整備。2点目が、価額競争実施後の手続・運用に係る関係規定の整備ということになります。

4 ページ目になります。

1点目の、多種多様な利用用途を想定した関係規定の整備については、まず、今回の価額競争では、地域枠を設けることで、一部地域のみを落札して、電気通信業務を行うケースが想定されます。そのため、ローカル5Gや地域BWA等を参考として、都道府県未満の区域を端末の移動範囲とする5G事業者については、一斉再免許、こちらは広域の多数の無線局を開設する全国携帯電話事業者を念頭に置いた制度でございますが、これについては、無線局の再免許、原則5年ごとに時期をそろえて一斉に行うという制度でございます。この一斉再免許の適用対象外とする改正を実施するものでございます。

5 ページ目になります。

同じく、今回の価額競争では、電気通信業務だけではなくて、自営等の業務での利用も想定され得るということから、5G（TDD）方式を利用するもののうち、電気通信業務を行うことを目的としない無線局について、携帯無線通信を参考に免許手続等の必要な規定を整備するとともに、自営等BWAを参考としまして、一斉再免許の適用対象外とすること、また、保守運用体制については努力義務とすること等の制度整備を実施するものでございます。さらに、価額競争の落札者については、特定基地局開設制度と同様に、無線局免許の排他的申請権が付与されることとなりますが、今回の価額競争では、事業者間においてローミングが行われるケースも想定されます。そのため、落札者の基地局等を通信の相手方とする場合に限って、この排他的申請権の例外として、落札周波数帯を使用する陸上移動局、いわゆる端末の免許申請を可能とする制度整備を実施するものでございます。

7 ページ目になります。

先ほど御説明した事項に関する省令改正事項の一覧になっております。

8 ページ目になります。

2 点目の価額競争実施後の手続運用に係る関係規定の整備についてのスライドになります。価額競争の実施後、認定書の交付等々、諸手続がございますが、これに関する規定を整備するとともに、無線局の開設の要件に価額競争実施指針で定められた落札者が遵守すべき条件に適合しているという旨を規定するというものでございます。下の表が、この件に関する省令改正事項の一覧になります。

9 ページ目になります。

これは御参考になりますが、今回の価額競争に関してこれまで行ってきた制度整備について一覧表にまとめたものでございます。

10 ページ目になります。

今回の省令改正等について、本年3月10日から4月8日までの間、意見募集を実施したところ、4件の御意見が寄せられました。提出された意見及び意見に対する考え方は下の表のとおりということでございます。

まず、1件目の御意見ですが、条文の文言や形式等について御意見をいただいております。後段の御意見については、御意見を踏まえて本案の修正を行うこととしております。2件目につきましては、今回の諮問対象ではない電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に関する御意見でございます。今回の価額競争の対象とならない26GHz帯の帯域についても、今後、追加の割当てが想定されることから、28GHz帯との同期運用について適切な措置が講じられるべきとの御指摘をいただいたというところでございます。これを踏まえて、免許人間で調整を行うこと等の審査事項とする修正を行うこととしております。4件目については、御意見については、本案に賛同する御意見として承るとともに、その他の御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

くということとしております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 御説明どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見よろしく願いします。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。適切な改正だと考えます。同意をいたします。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。長田も同意いたします。特に意見ございません。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。御説明ありがとうございました。私も適切な省令案というふうに理解いたしました。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。私も、今回の省令の改正案については賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私から1点お伺いしてよろしいでしょうか。6ページです。改正事項の3番の落札周波数帯のローミング利用に関してですが、これは事業者AとBがあって、その間をつなぐということは理解できるのですが、例えば複数の事業者が同時に申請をして、その場合のローミングというのはこれに入るのでしょうか。予想されるのは、例えば鉄道業者が、普通の鉄道業者が、線路ごとにこういうのを希望した場合に、当然、複数の事業者が共同で応募していますので、電波の周波数が微妙に違った場合は

ローミングが必要ですがけれども、そういうものは、この場合は入っているのでしょうか、入っていないのでしょうか。

○佐藤移動通信企画官 質問ありがとうございます。これ自体は、端末側にかかる免許ということでございます。会長の御質問としては、認定者同士のローミングに関してでしょうか。

○笹瀬会長 1つの事業者、事業者A、Bと分かれていますけれども、複数の事業者が同時に申請してきた場合に、当然、例えば事業者が違くと周波数が微妙に違うわけですが、そういう場合のローミングというのはこれに入るのか、もしくは、全く違う落札者、2つの業者が、ちょうど境界のところでも端末がどちらでも使えるようにするという、そういう理解でしょうか。

もともと、複数の事業者が応募した場合は、このローミングは当然するのですが、この規定に入るか、入らないかをお伺いしたいです。

○佐藤移動通信企画官 認定を受けた事業者と受けていない事業者、受けていない事業者が複数あった場合ということですか。

○笹瀬会長 いえ、認定をする事業者が複数……。

○佐藤移動通信企画官 認定を受けていない事業者が複数あって、複数が同時に、この認定事業者Aとローミングしたいという申請があった場合どう対応するのかと、そういう御趣旨でしょうか。

○笹瀬会長 質問は、事業者A、Bと分かれていますけれども、AとBがもともと共同して、例えば関西地域をカバーしたいという、例えば京都と奈良ですね。そういうときに、鉄道乗車が、違う事業者が2つ合同して出してきた場合は、当然周波数は同じにする場合もあるし、もしくは事業者が違えば周波数を変えますよね。そういう場合に関して、このローミングというのは、そういうふうな事業者というのが共同で出してきた事業者なのか、全く別々に落札した事業者なのかをお伺いしたいのです。

○佐藤移動通信企画官 申し訳ございません、質問の意図を明確にしたいのですが。

○笹瀬会長 質問は、複数の事業者が1つの申請用紙で応募してきた場合は、もともとローミングはするのですが、それは同じ落札者がやっているわけですよ、同じ落札グループが。

○佐藤移動通信企画官 はい。

○笹瀬会長 そういう場合なのか、もしくは違う落札をしたところが、サービスの端っこのところで共同に使えるよう、ローミングできるようにするということをおっしゃっているのかをお伺いしたい。

○佐藤移動通信企画官 我々の説明だと、A事業者というのは認定を受けた、落札した事業者ということになります。会長がおっしゃっているのは、複数の事業者というのは、どっち側になるのでしょうか。認定を受けた事業者か、それとも認定を受けていない全然関係ない事業者か。

○笹瀬会長 落札している業者が、この事業者A、Bはどちらも同じグループで落札している場合です。グループ内ということで、別にもともと……。

○佐藤移動通信企画官 そうですね、そういう趣旨でよろしいかというふうに思います。共同で入札、応札した場合ということで、応札した場合に、事業者A、Bとも、1つのグループでの落札事業者になった場合と、そういう趣旨ですか。

○笹瀬会長 その場合、この場合はもともと許可されていると。

○佐藤移動通信企画官 その場合、例外ではなくてそもそもローミング、ローミングというか認められているということになるかなと思いますので、そういう形での対応になるのではないかと思います。

○笹瀬会長 そうすると、要するに免許の排他権が、こういう場合は申請があればオーケーということにするということですね。

○佐藤移動通信企画官　そうです。これは、そもそも落札した事業者がそれ以外の事業者とローミングする場合に、その例外とするというだけの話ですので。

○笹瀬会長　理解いたしました。どうもありがとうございました。

私もこの変更、この申請が妥当だと思いますので、改正することが適当であるという旨の答申をしたいと思います。

ほかに御質問、御意見よろしいでしょうか。

それでは、諮問第20号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○佐藤移動通信企画官　ありがとうございました。

報告事項（総合通信基盤局）

（1）携帯電話等周波数の有効利用に関する情報通信審議会における検討

○笹瀬会長　それでは、続きまして、報告事項に移ります。

報告事項「携帯電話等周波数の有効利用に関する情報通信審議会における検討」につきまして、これも佐藤移動通信企画官から、御説明どうぞよろしくお願いたします。

○佐藤移動通信企画官　それでは、続きまして、報告資料に基づいて、携帯電話等周波数の有効利用に関する情報通信審議会における検討について御説明をさせていただきます。

こちらにつきまして、作業班を新たに設置したというものでございまして、3月31日の電波有効利用委員会で作業班の設置について御了承いただいたものでございます。

1ページ目、おめくりいただければと思います。

こちらは、携帯電話等周波数の割当制度の概要をまとめたスライドになります。これも御案内の制度かと思いますが、携帯電話等の周波数を割り当てる際に、事業者は、開設計画という基地局等の整備計画を提出いたしまして、それを審査基準に基づいて審査を行い、最も優れたものを提出したものに周波数の割当て、いわゆる開設計画の認定を行っているというものでございます。周波数の割当てを受けたものについては、一定期間、開設計画の認定期間、現在でいうと原則10年という制度になっておりますが、排他的に無線局免許の申請が可能となっているというものでございます。

また、令和元年の電波法改正によりまして、開設計画に周波数の経済的価値、特定基地局開設料も記載させることとしまして、そちらも考慮しまして、総合的に審査を行っている状況でございます。

2ページ目になります。周波数の固定化を抑止する観点から、令和4年の電波法改正によりまして、携帯電話等周波数の再割当制度が整備をされております。

次の下の資料が、再割当てができる際の要件をお示ししている図になります。全部で3つございまして、電監審における有効利用評価の結果が一定基準を満たさないとき、他の事業者から開設指針制定の申出、いわゆる再割当ての申請があったときや、総務大臣が周波数の再編が必要と認めるとき、この3つの要件のうち、いずれかに該当する場合に再割当てができるというものでございます。

5ページ目になります。

こちら、先生方御案内の資料かと思いますが、1点目の有効利用評価制度をまとめたスライドになります。総務大臣が電波の利用状況調査を実施し、電波監理審議会がその調査結果に基づき、有効利用の程度の評価を行っております。携帯電話等周波数については、毎年度評価を実施しているということでご

ございます。

次のページになります。

有効利用評価方針をまとめたスライドになります。利用状況調査に基づきまして、免許人である事業者から、基地局の数、人口カバー率、面積カバー率、通信量等の様々なデータを提出いただき、評価を実施しております。

次のページになります。

今後の取組としまして、これまでの電波の利用状況調査及び有効利用評価については、免許人である事業者から提出のあったデータのみ依存しておりましたが、総務省が、ユーザー視点で、携帯電話等の通信品質がしっかり確保されているかどうかについて、自ら能動的にデータを収集分析し有効利用評価につなげていく取組を、今年度から本格的に開始することとしております。

本件につきましては、この電波監理審議会の下に設置をされました有効利用評価部会におきましても、本格実施に向けたトライアルの調査結果について、随時、御説明をさせていただいておりますが、このトライアルについては、昨年度も実施をしておきまして、結果がまとまり次第、御説明をさせていただきたいと考えております。

この調査手法につきましては、主に、走行測定や定点測定を実施することとしておきまして、それぞれ通信速度や電波強度等の通信品質を測定するというところでございます。測定視点についても、いわゆるルーラルエリアに加えまして、トラヒックが混雑しやすい都市部も対象としていきたいと考えております。この通信品質調査については、必要なエリアに必要なネットワークが整備されているかどうかを可視化するということを目指しておりますが、調査手法や項目など、様々な検討事項がございますので、電波監理審議会や有効利用評価部会の委員の先生方の御意見もいただきながら、しっかり一定程度時間をかけて取組を進め、有効利用評価にしっかり組み込んでいきたいと考えております。

次のページになります。

こちらが、携帯電話等周波数の有効利用促進に向けた課題になります。携帯電話等周波数については、周波数の割当ての際に提出をした開設計画、いわゆるネットワークの整備計画の履行を義務づけることにより、これまでインフラ整備を促進してきました。他方、開設計画の認定期間が満了する周波数帯が増加をすることが見込まれておりまして、左下の図に示すように、約3年後にはほとんどの周波数で認定期間が満了するということになっております。こちらの背景としては、携帯電話等周波数について新規の割当てが、現時点でおおむね一巡しつつあるというところも背景にあるかと考えております。また、右下の図が1年当たりの基地局の開設計画について、開設計画の認定期間中と満了後で比較したものになります。満了後の開設計画、今、数字として減っておりますが、これをもって直ちに問題とあるというところまでは言えませんが、いずれにしても、移動通信トラフィックが今後も増加することが見込まれる中で、デジタル社会を支えるモバイルネットワークを一層充実させていくという観点から、既に割り当てた携帯電話等周波数について、開設計画の認定期間満了後も引き続き事業者によるインフラ整備促進の必要性や、必要に応じて周波数配分の適正化を図っていくということの重要性を認識しております。併せて、検討に当たっては、新たな携帯電話技術の普及速度や諸外国の事例も参考にしながら、インフラ整備、いわゆる投資の予見可能性の確保についても考慮していく必要があると考えております。

これらの観点を踏まえまして、モバイルネットワークの整備を促進し、携帯電話等周波数のさらなる有効利用を図るため、再免許制度及び再割当制度等の在り方について、一体的に検討を行ってまいりたいと考えております。

次のページになります。

再免許制度についてのスライドになります。携帯電話等に関する無線局免許

については、周波数の有効利用の状況を踏まえて審査を行うため、再免許をシステム単位で行うこととして、一斉再免許が導入されております。5年に一度、再免許を行っておりまして、次回の一斉再免許は来年10月となっております。

下の図が携帯電話等の再免許制度の概要でございます。再免許申請を行う際に、将来の業務計画等の書類を添付することになっておりますが、現行制度では、将来の業務計画は、次回再免許の際の審査基準として参照されているというのみでございまして、この計画自体については記載すべき事項が満たされているかどうかのみを審査しておりまして、その妥当性までは見ていないという状況でございます。

次のページになります。

作業班の設置についてのスライドになります。この作業班の背景、目的については、先ほど御説明をしたとおりでございますが、来年10月に予定をされている携帯電話等周波数無線局の一斉再免許に対する方針も含め、携帯電話等周波数のさらなる有効利用を促進する観点から、当該周波数の再免許制度及び再割当制度等の在り方について一体的に検討を行うということを目的としまして、電波有効利用委員会の下に作業班を設置したというものでございます。検討事項についても記載のとおりでございまして、特に再割当制度の在り方については、電波の有効利用評価とも密接に関連をしておりますので、電波監理審議会や有効利用評価部会とも連携をしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

本作業班の構成員については下の記載のとおりでございまして、藤井先生に主任をお願いしており、有効利用評価部会からは池永先生に御参画をいただくほか、電波有効利用委員会からは藤井先生のほか林先生及び中島先生に御参画をいただきます。その他、競争政策や規制政策に知見のある佐藤先生や宍戸先生にも構成員をお願いしているというところでございます。

次のページになります。

今後のスケジュールになります。第1回作業班については、今週24日金曜日に開催する予定でございます。その後、一、二か月に1度のペースで開催をしまして、まずは一斉再免許の対応方針について、本年秋頃に取りまとめを目指してまいりたいと考えております。その後さらに検討を進めまして、来年春から夏頃に、いわゆる二次、最終取りまとめを行うことを想定しております。

私からの説明は以上になります。

○笹瀬会長 御説明どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見等よろしくお願ひいたします。順番にお伺ひしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。このスケジュールに関して、この一次取りまとめや二次取りまとめ等のタイミングで、例えば電波監理審議会にある程度検討状況のレポートのようなものを予定されているという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○佐藤移動通信企画官 御質問ありがとうございます。先ほど御説明したとおり、この検討事項については、有効利用評価とも密接に関連しているということもございますので、また、先ほど御指摘いただいたように、検討が進みましたら、その都度、この電波監理審議会や有効利用評価部会も含めまして御報告をさせていただきます、また御意見をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。ありがとうございます。今回、お話を承りました。今後、また作業班のいろいろ作業が進んでいく中で、またお伺ひしたいことができるかもしれません。そのときはよろしくお願ひします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。御説明ありがとうございました。

1点だけコメントをさせていただければと思います。有効利用評価の観点からで、右肩、5ページ目になろうかと思います。この発射状況調査、ユーザー視点で品質調査を含めた検討ということで重要性が極めて高いものと理解しております。特に、現行の有効利用評価の評価項目をさらに充実させるものと理解しております。今の有効利用評価の評価項目の中には、明示的に通信品質に関するものは設定されていないのではないかと考えておりますので、その重要性は間違いないと。ただ、やはりデータ等収集に関しては、事業者のネットワーク展開といった事業戦略とすり合わせるような場面も発生するかと思いますので、その点も含みおきいただきまして、この重要性、非常に認識しておきたいと考えております。

コメントとなります。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。今のコメントに対して何かございますか。

○佐藤移動通信企画官 コメントありがとうございます。今の御指摘を踏まえて、しっかりこの調査、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○笹瀬会長 ありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御報告ありがとうございます。非常に丁寧なプロセスで、また新しいステージで、また有効利用評価を行っていただいていると認識しております。

私も5ページで御説明いただきました能動的な調査につきましては、非常に期待するところもございまして、事業者からの報告をある意味検証するような側面もあろうかと思っておりますので、今後の調査結果を楽しみに待ちたいと思っております。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私から、報告事項、どうもありがとうございます。先ほど西村委員から御説明ありましたように、特にS u b 6帯に関しては、5Gの人口カバー率もよくなっている一方で、人口カバー率も重要ですけども、やはり実際のトラフィックがどう増えているかが見えるような、そういう業務計画なり事業、尺度があると、有効利用評価部会での検討もしやすくなりますので、ぜひそういう面でよろしくをお願いします。

それからミリ波帯に関しては、どうやってうまく周波数を有効に使うかということに関しても、何かそういう計画のところでも示していただけると評価の検討がしやすいので、ぜひミリ波を利用促進できるような仕組みを作業班で検討していただくとありがたいと思います。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○佐藤移動通信企画官 コメントありがとうございます。まさに御指摘のとおりということで、今会長から教えていただいたことについて、有効評価でも今後の検討課題となっているというふうに承知をしております。特に、今のモバイルネットワークというのは、カバー率を広げるという段階から、トラフィックに応じて、メリハリを意識し、S u b 6やミリ波も含めてネットワークを打っていくというようなフェーズになっていく中で、この有効評価の在り方であるとか、あとは我々も再免許や、その他制度の際にそういった状況をどうやって反映していくかというところは、しっかり検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○笹瀬会長 よろしくをお願いいたします。藤井先生も池永先生も、この辺かなり詳しいので、技術的にどうやってメリハリをつけるかということに関して、

有効な評価の方法があれば検討いただくとありがたいと思います。

以上です。

よろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○佐藤移動通信企画官 ありがとうございました。

(2) 有効利用評価部会の活動状況

○笹瀬会長 それでは、続きまして、報告事項の2つ目です。「有効利用評価部会の活動状況」につきまして、これは西村部会長から御説明どうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員 御紹介ありがとうございます。部会長の西村でございます。

それでは、今、投影していただいております報告資料に基づきまして、部会の活動状況を御報告申し上げます。

前回の3月期の電波監理審議会以降でございますが、部会につきましては、2回開催しております。

資料上段にございます3月18日に開催いたしました第57回会合における主な概要といたしまして、3点ございました。(1)と(2)につきましては、3月期の電波監理審議会におきまして報告が行われた内容と同様でございます。令和7年度の電波の利用状況調査に関しまして、(1)は各種無線システム(714MHz超)の周波数帯について、(2)は公共業務用無線局について、それぞれ総務省から調査結果の概要報告があったものでございました。(3)につきましては、当面の有効利用評価の進め方につきまして議論を行った次第でございます。

次に、資料中段にございます4月7日に開催いたしました第58回会合にお

ける主な概要は2点ございまして、いずれも総務省からの報告でございました。

(1)は、先ほど総務省から報告があったものと同様でございますが、携帯電話等周波数の有効利用に関する情報通信審議会における検討の報告でございます。続いて(2)については、令和7年度の電波の利用状況調査の報告の続きとなっております。各種無線システムの重点調査の対象となっております、1つ目として、5.9GHz帯を使う放送事業用の映像STLなど、2つ目として、15GHz帯の電気通信業務用無線局の調査結果について、総務省から詳細な報告を受けた次第でございます。

最後に、今後の当面の予定でございますけれども、引き続き、総務省から調査結果の詳細な報告を受ける予定でございます。同時に評価結果案の検討を進めていく予定になっております。また、3月に有効利用評価方針改定案に対する意見募集を行っておりますので、提出された意見への考え方の検討も行う予定となっております。

部会からの報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○笹瀬会長 どうも御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質問がないようですので、以上で報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○西村委員 ありがとうございます。

○笹瀬会長 それでは、総合通信基盤局の職員の方、御退室よろしくお願いたします。

(総合通信基盤局職員退室)

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛てに提出よろしくお願いいたします。

次回の定例会の開催は、令和8年5月28日、10時からウェブ開催を予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。